

兵庫県公報

令和8年3月31日 火曜日 第6号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

県議会告示

- 兵庫県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程 …………… 1

県議会告示

兵庫県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月31日

兵庫県議会議長 山口 晋 平

兵庫県議会告示第1号

兵庫県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

兵庫県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年3月20日議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「同法第19条の4第1項第5号」を「同法第19条の4第1項第4号」に改め、同条第16号中「第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号」を「第201条の2第1項に規定する被保険者番号等」に改める。

様式第11号及び様式第16号中「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削る。

附 則

（施行期日）

- この規程は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - 第3条第5号の改正規定 出入国管理及び難民制定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）の施行の日（令和8年6月14日）
 - 第3条第16号の改正規定 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）第14条の規定の施行の日（令和8年4月1日）
 - 様式第11号及び様式第16号の改正規定 公布の日（経過措置）
- この規程による改正後の兵庫県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程様式第11号及び16号については、この規程の施行の際現に残存するこの規程による改正前の兵庫県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程様式第11号及び16号（以下「旧様式」という。）による用紙に限り、旧様式によることができる。